



キラリ通信



パープルリボン
「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」
内閣府



11月12日～11月25日は
『女性に対する暴力をなくす運動』期間です。

国では、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、全国一斉に啓発の強化をすることとしています。女性に対する暴力はその人の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。政府は女性に対する暴力の被害者支援を行うとともに、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育や啓発活動にも力を入れています。

また、京都府でも、DV被害者が自ら被害に気付き、安心して相談機関等に相談できる環境づくりのため、同期間に「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」を設け、府内の各団体と連携し、啓発事業を実施しています。

木津川市も、これらの啓発期間に合わせて、毎年講演会や街頭啓発、パネル展示を実施し啓発に取り組んでいます。

この運動をとおして暴力のない男女平等社会の実現に向け、多くの方に関心を持っていただくことが大切です。



『配偶者等からの暴力
をなくす啓発期間』
パネル展示中！

是非、女性センターへご来館
ください。

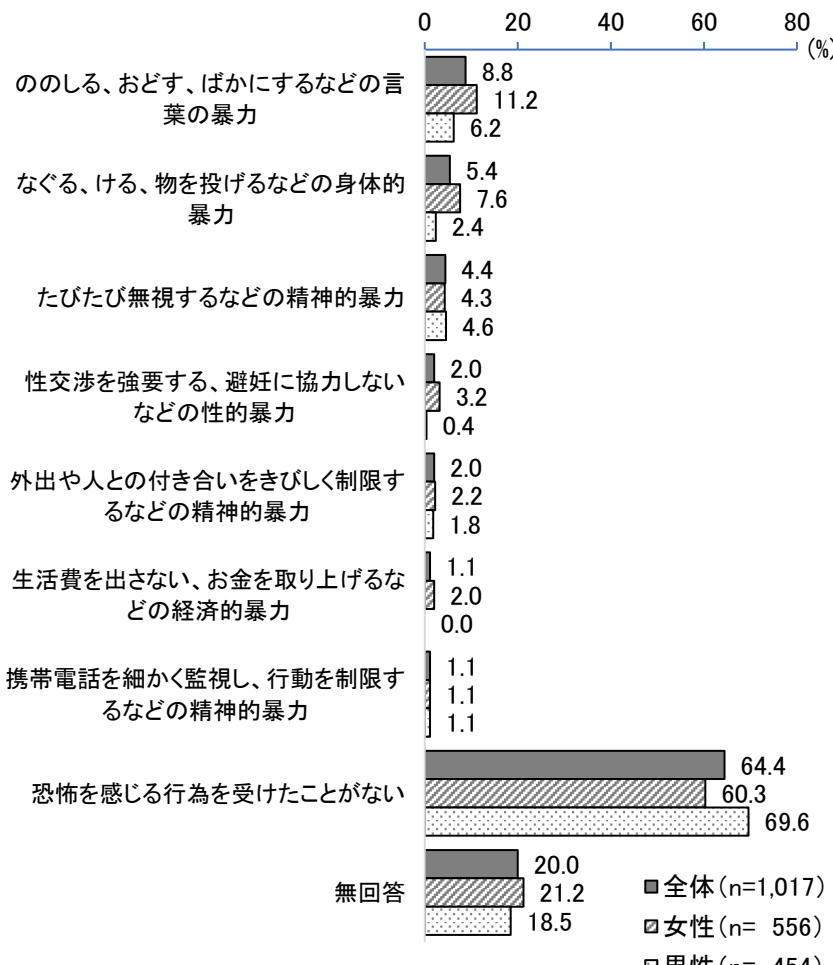
※今年度については、新型コロナウイルス
感染拡大防止のため、講演会と街頭啓発
活動は中止します。



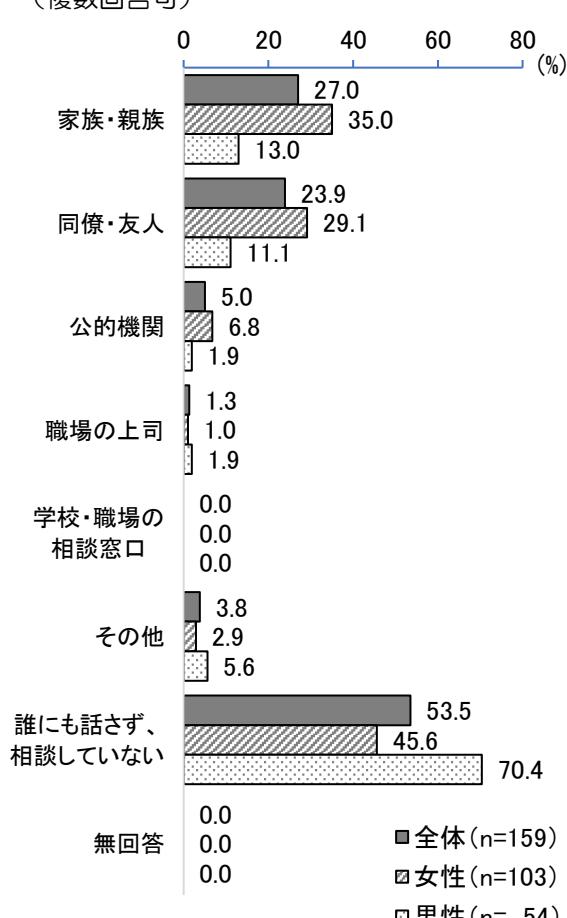
木津川市は、令和2年2月に男女共同参画計画の策定と今後の施策展開の基礎資料とする目的として、市民3,000人（18歳以上）を対象に、市民の生活等の実態や男女共同参画社会に関する意識調査を実施しました。調査項目にある、「ドメスティック・バイオレンスについて」の調査結果をまとめました。その中で、「恐怖を感じる行為を受けたことがない」と回答した人の割合は、女性が約6割、男性が約7割となっています。反対に「ある」と回答された中で、「精神的暴力」を受けた人の割合は男女で同程度の回答ですが、「言葉の暴力」「身体的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」を受けた人の割合は、男性より女性の方が高くなっています。

また、誰かに相談したかについては、「誰にも相談していない」が全体で約5割を超えるという結果になっています。

◆配偶者・パートナーや恋人から一度でも次のような行為を受けて恐怖を感じた経験がありますか。（複数回答可）



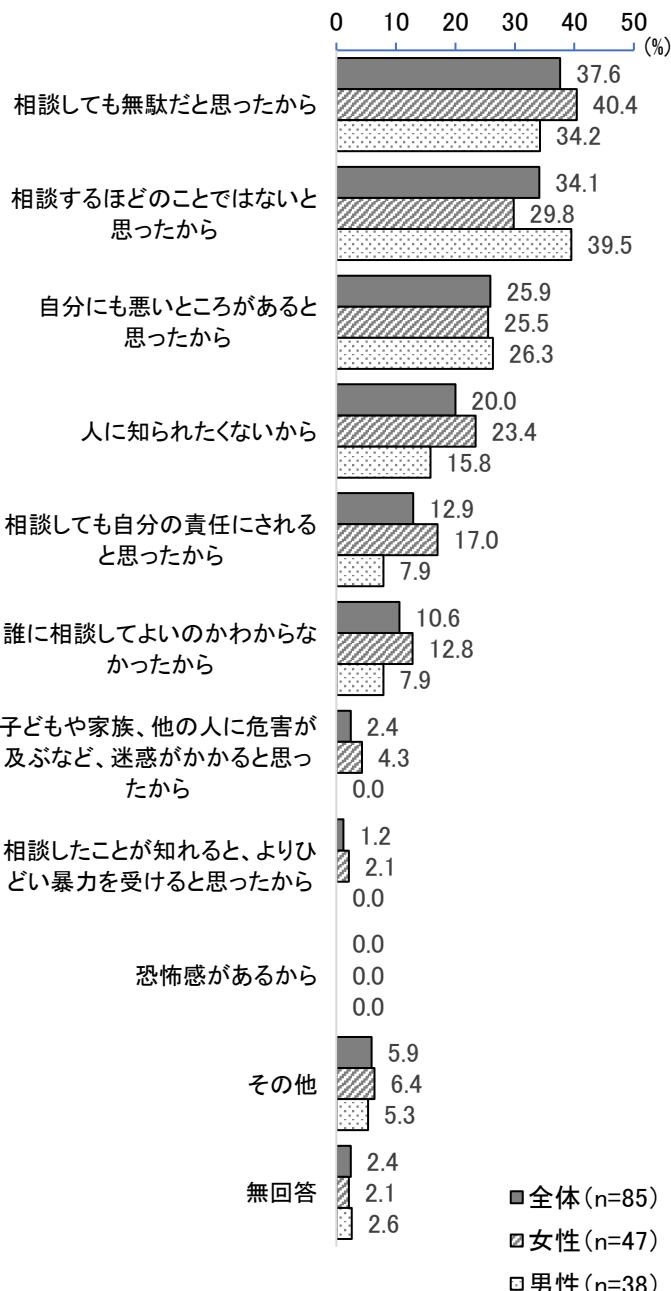
◆行為を受けた経験がある方に
お聞きします。
そのことを誰かに話したり、
相談したりしましたか。
(複数回答可)



DVの形態

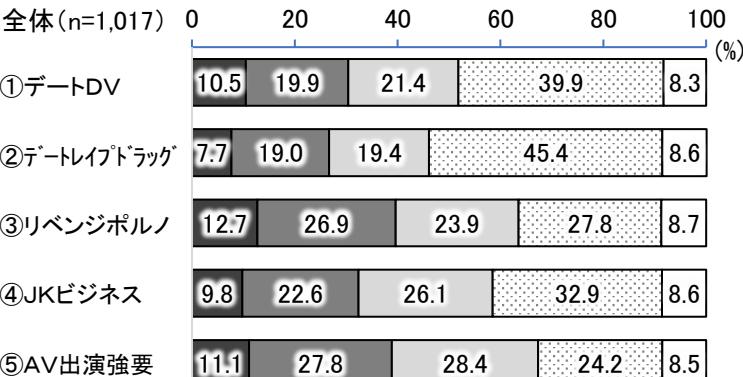
身体的暴力	殴る・蹴る・髪を引っ張る・物を投げつける・刃物で脅すなど
精神的暴力 心理的暴力	暴言・中傷・無視・脅迫・大事な物を壊す・外出を禁止するなど
性的暴力	性行為の強要・避妊に協力しない・ポルノ雑誌や映像を見せるなど
経済的暴力	生活費を渡さない・働きに行かせない・仕事を辞めさせるなど
社会的暴力	交友関係の制限・電話やメールのチェック・常に行動を監視するなど
子どもを巻き込んだ暴力	子どもに暴力を見せる・子どもを使った間接的な嫌がらせなど

◆「誰にも話さず、相談していない」とお答えの方にお聞きします。
相談しなかったのは、なぜですか。
(複数回答可)



◆主に女性が被害にあっている次の問題について知っていますか。

(①～⑤それぞれ1つ選んでください)



■よく知っている

□言葉は聞いたことがある

□知らない

□無回答

■少しは中身を知っている

□知らない

デートDV 恋人間の暴力のこと。「愛しているなら、相手が自分の思い通りになるのが当然」と考え、コントロールしようとする態度や行動のこと。

デートレイプ・ラグ デートや飲み会で勧められた飲み物に薬を混入され、意識を失ったところで性暴力にあう被害。

リベンジポルノ 交際中に撮影した性的画像等を、元交際相手によって同意なくインターネット等を通じて公表される被害。

JKビジネス 女子高生が甘い言葉に誘われ、高収入アルバイトに応募すると、性的サービスの要求や、性暴力などの被害にあう危険性の高いアルバイトのこと。

AV出演強要 モデルのスカウトと偽り契約をさせて、アダルトビデオへの出演強要や出演を拒否すると多額の違約金を請求される被害。

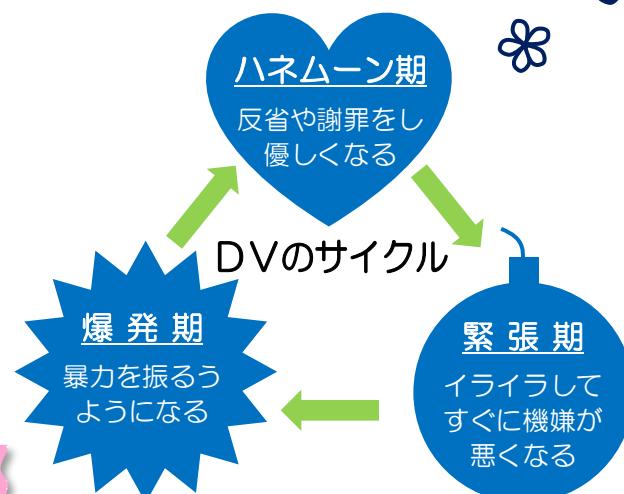
資料「令和2年度 木津川市 男女共同参画に関するアンケート調査結果」より

なぜ暴力は繰り返されるの？

多くの加害者は四六時中暴力を振るっているわけではなく、暴力にはサイクルがあると言われています。

暴力は相手を支配する手段として使われ、一旦支配する側と支配される側の関係が成り立ってしまうと、暴力が繰り返され周期も短くなっています。そして、暴力が繰り返されるうちに、次第に別れる（逃げる）機会がなくなっていて、このサイクルから抜け出すことが難しくなるため、被害は長期化していきます。

DVは誰にとっても身近に起こりうる問題です。
まずは、自分や周囲の方がDVに気づくことが大切です。



※このサイクルは、すべての事例にあてはまるわけではありません。

配偶者や恋人の暴力に悩んでいるあなたへ

ひとりで悩まずに各相談機関へ
ご相談ください。

京都府家庭支援総合センター（京都府配偶者暴力相談支援センター） 【DV相談専用】毎日午前9時～午後8時 ※面接相談は要予約	☎075-531-9910
京都府南部家庭支援センター 【DV相談専用】月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時 ※面接相談は要予約	☎0774-43-9911
○京都府警察総合相談室（京都府警察本部）	☎075-414-0110 または #9110
○府内各警察署相談室 月～金曜日（祝日除く）午前9時～午後5時45分	☎府内各警察署へ ダイヤル ※緊急時は 110番
○木津警察署	☎0774-72-0110
DV相談ナビ	☎0570-0-55210 <全国統一ダイヤル>

女性相談

ひとりで悩んで
いませんか？

女性センターでは、女性の様々な問題をともに考え、
自分自身の力で一步を踏み出していくだけるようにお手伝いします。
相談はすべて無料。秘密は厳守します。安心してご相談ください。



一般相談 <面接・電話> 毎週金曜日 午後1時～3時

女性相談員が、あなたの悩みや問題をお聴きし、サポートします。

こころとからだのカウンセリング <面接のみ>※要予約

女性の精神科医が、あなたのこころやからだの悩みの相談にあたります。

木津川市 市民部 人権推進課

木津川市女性センター

〒619-0223

木津川市相楽台4丁目3

☎0774-72-7719

利用時間：午前9時～午後5時

休館日：月曜日・祝日・年末年始

